

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二六〇
- 計量器の定期検査を実施する件 二六〇
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 二六二
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二六二
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 二六三
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二六三
- 公 告 二六三
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二六三
- 正 誤 二六三
- 平成十八年三月三十一日付け号外第四十号中 二六三

告 示

福島県告示第二百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年四月九日から同年五月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 福島サティ 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
- 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百六十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年四月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
二本松市	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	五月一日 午前一〇時から 午後三時まで	東和文化センター
		五月二日 午前一〇時から 午前一一時三〇分まで	旭住民センター
		同 午後一時三〇分から 午後三時まで	新殿住民センター
		五月一三日 午前一〇時から 午前一一時三〇分まで	二本松市岩代支所
		五月一七日 午前一〇時から 午後三時まで	二本松市安達支所
		五月一八日 午前一〇時から 午後三時まで	二本松市役所
		五月一九日 午前一〇時から 午後三時まで	同

安達郡大玉村	五月二〇日 午前一〇時から 午後三時まで	同	大玉村役場
本宮市	五月二六日 午前一〇時から 午前一一時三〇分まで	同	本宮市役所白沢 総合支所
右に掲げる市 村	五月二七日 午前一〇時から 午後三時まで	同	本宮市役所
右の特定計量器で、右 の検査を受けなかつた もの	五月二八日から六月二 五日まで（土曜日及び 日曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定 所	

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
二本松市、本宮市及び 安達郡大玉村	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二月二 二日まで（土曜日、日曜 日、一〇月一日、一一 月三日及び十一月三日 を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第二百六十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十二年四月九日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りんばく全量	加里全量				
827	混合有機質肥料	混合有機質肥料 パー2号	3.0	7.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大栄物産株式会社	東京都江東区佐賀一丁目7番5号	平成25年3月25日
828	混合有機質肥料	Hぼか し1号	6.0	2.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	天龍資材有限公司	茨城県土浦市中部町一丁目5508番地	平成25年3月26日

（農業総合センター）

福島県告示第二百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、下関河内地区に係る県営の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十二年四月十二日から
（二十五日間）
同 年五月六日まで
- 三 縦覧の場所
東白川郡矢祭町役場

福島県告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十二年四月九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡浪江町大字赤字木字櫛平一・大字津島字白馬石一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
道路用地とするため

（一次の図）は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十二年四月九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 施行者の名称 福島市

二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業（福島市公共下水道）

三 事業認可の年月日 昭和三十八年九月六日

四 事業施行期間（変更前） 昭和三十八年九月六日から平成二十二年三月三十一日まで
（変更後） 昭和三十八年九月六日から平成二十六年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし。

使用の部分 変更なし。

（下水道課）

公 告

公告第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十二年四月九日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
広野町土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 渡邊 乙彦 双葉郡広野町大字折木字上原八五番地

（農村計画課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十八年三月三十一日付け号外第四十号中

三	下	後ろか	前項	前二項
		ら一二		